



## 令和6年(確定値)及び令和7年(11月末)の労働災害発生状況

号別	秋田労働局(県内)		秋田署管内		秋田労働局(県内)						秋田署管内							
	年別		令和6年		令和6年		令和6年		令和6年		令和6年		令和6年		令和7年		前年増減	
	災害別		死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	1月~11月	1月~11月
種別	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	1月~11月	1月~11月	前年増減	前年増減
全業種合計	9	1,496	3	475	8	1,194	11	1,014	-180	-15.1%	3	346	5	387	41	11.8%	1月~11月	1月~11月
うち新型コロナを除く	9	1,064	3	399	8	857	11	934	77	9.0%	3	311	5	350	39	12.5%	1月~11月	1月~11月
うち新型コロナによる		432		76		337		80	-257	-76.3%		35		37	2	5.7%	1月~11月	1月~11月
1 製造業	2	191		59	1	155	1	158	3	1.9%		44		41	-3	-6.8%	1月~11月	1月~11月
2 鉱業(鉱安法適用を除く)		5				5			-5	-100.0%					0	#DIV/0!	1月~11月	1月~11月
3 建設業	6	180	3	60	6	140	5	171	31	22.1%	3	47	4	61	14	29.8%	1月~11月	1月~11月
土木工事業	2	54	1	9	2	45	4	64	19	42.2%	1	7	3	17	10	142.9%	1月~11月	1月~11月
建築工事業	4	93	2	40	4	75	1	82	7	9.3%	2	34	1	34	0	0.0%	1月~11月	1月~11月
鉄骨・鉄筋家屋建築	1	18	1	5	1	15		11	-4	-26.7%	1	6		6	0	0.0%	1月~11月	1月~11月
木造家屋建築	1	46		13	1	37	1	42	5	13.5%		10	1	13	3	30.0%	1月~11月	1月~11月
その他の建設業	33			11		20		25	5	25.0%		6		10	4	66.7%	1月~11月	1月~11月
4 運輸交通業		93		54		71	1	80	9	12.7%		38		51	13	34.2%	1月~11月	1月~11月
5 貨物取扱業		1		1		1		3	2	200.0%		1		3	2	200.0%	1月~11月	1月~11月
6-2 林業		31		6		28	1	23	-5	-17.9%		6		4	-2	-33.3%	1月~11月	1月~11月
8 商業		204		92		157	2	158	1	0.6%		73		61	-12	-16.4%	1月~11月	1月~11月
13 保健衛生業		589		126		462		212	-250	-54.1%		71		82	11	15.5%	1月~11月	1月~11月
14 接客娯楽業		62		27		54		57	3	5.6%		24		27	3	12.5%	1月~11月	1月~11月
15 清掃・と畜業		40		17		33		55	22	66.7%		15		31	16	106.7%	1月~11月	1月~11月
上記以外の事業	1	100		33	1	88	1	97	9	10.2%		27	1	26	-1	-3.7%	1月~11月	1月~11月

## ■ 秋田署管内の建設業における労働災害発生件数・事故の型別の状況

令和7年11月末現在における建設業の休業4日以上(新型コロナウイルス感染症を除く。)の労働災害発生件数は61件となり、前年同期に比較して14件増加し、中でも特に土木工事業において増加しています。

事故の型別で見ると、高所作業箇所からの「墜落・転落」災害が18件(29.5%)と最も多く、次いで通路等での滑りやつまずきによる「転倒」災害が11件(18.0%)、「飛来・落下」災害、「はさまれ・巻き込まれ」災害が各6件(各9.8%)と続いています。

「墜落・転落」災害や特に冬季において多発する「転倒」災害等を防止するため、あらためて墜落防止対策及び転倒災害防止対策の周知徹底をお願いします。



## ■ 転倒災害防止強化期間(令和7年12月から令和8年2月まで)

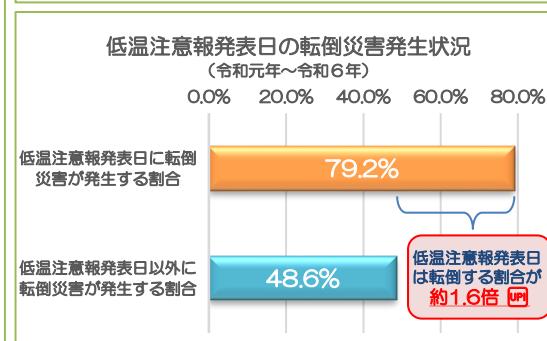
秋田県内において発生している労働災害の中で、事故の型別で最も多いのが「転倒」災害となっており、さらに年間における「転倒」災害は12月から2月までの冬期間に多発しております。

また、12月から2月までにおいて秋田地方気象台から「低温注意報(※)」が発表された時の屋外における雪や凍結した路面を原因とする「転倒」災害の発生率が、「低温注意報」の発表日以外の日に比べて1.6倍と高くなっています。

過去の労働災害発生状況では、複数の人が通行する事業場敷地内の通路や除雪した後にツルツルの状態となった駐車場や建物の出入り口付近において「転倒」災害が多発しております。

秋田労働局では、職場における「転倒」災害を減少させるため、令和7年12月から令和8年2月までを「転倒災害防止強化期間」としてリーフレットを作成し、転倒災害防止対策の周知を図っています。

※「低温注意報」とは、秋田地方気象台警報・注意報発表基準一覧表により定められており、冬期間に秋田地方気象台において発表する値で①最低気温マイナス7度以下あるいは、②最低気温マイナス5度以下が数日続くときに発表されます。詳しくは気象庁のホームページをご参照ください。



# 建設現場年末無災害運動

年末は、建設工事現場が繁忙時期に入るとともに、降雪期を迎えると作業環境が厳しくなることに伴って労働災害が増加することが懸念されるため現場の安全配慮が特に必要です。

また、冬季時の降雨後に発生した土砂崩壊事故のように、天候が影響した自然災害が全国的にも多発しており、これらへの対策も重要です。

秋田労働局では、建設事業者に対し、年末の労働災害を防止することを目的に、12月を「建設現場無災害運動月間」～令和8年の新年を笑顔で迎えよう～と定め、経営トップ・現場管理者及び現場作業員に対し、労働災害防止に向けた指導、啓発等を実施しています。

建設現場における労働災害の発生を防止するため、特に次の事項についての取り組みをお願いします。

## ◆ 経営トップの労働災害防止に関する方針表明

- ① 経営トップによる安全衛生に係る所信の表明及び労働者への周知
- ② 経営トップや安全管理者等による安全パトロールの実施

## ◆ 安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の実施

- ① 事業場内の安全衛生管理体制の整備と安全衛生活動の活性化
- ② 建設労働者に対する安全衛生教育の徹底
- ③ 工事着手前のリスクアセスメントの実施及び作業開始前の危険予知(KY)活動の実施
- ④ 建設現場での労働災害防止のための基本的ルールの遵守
- ⑤ 現場責任者による巡回及び点検の確実な実施



## ◆ 墜落・転落災害防止

- ① 高さ2メートル以上の箇所での作業時の足場、作業床、手すり等の設置による墜落防止措置。これらが困難な場合、安全ネットの設置や墜落制止用器具(安全帯)の使用等に徹底
- ② 適切な墜落制止用器具(安全帯)の使用、保護帽(ヘルメット)の着用の徹底
- ③ 開口部の養生及び危険箇所の表示
- ④ 足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及びわく組足場以外の足場への幅木の設置
- ⑤ 足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択し、足場の組立て、解体時における墜落防止対策を徹底



## ◆ 建設機械、移動式クレーン等災害の防止

- ① 作業計画の策定による安全作業の確保、有資格者による運転操作の徹底
- ② 建設機械等の立入禁止区域の明確化、作業半径内の立入禁止措置の徹底及びやむを得ず立ち入る際の運転停止の徹底
- ③ 機械との接触防止、機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底
- ④ 荷のつり上げ作業時におけるつり荷下への立入禁止措置の徹底

## ◆ 土砂崩壊災害の防止

- ① 堀削工事における土止め支保工の設置の徹底等
- ② 作業前等における地山の点検の実施



## ◆ 転倒災害の防止

- ① 通路の整備、段差の解消(冬季には融雪剤の散布等)
- ② 適切な履物の着用
- ③ 作業場所における整理整頓及び照明の確保等



## ◆ 交通労働災害の防止

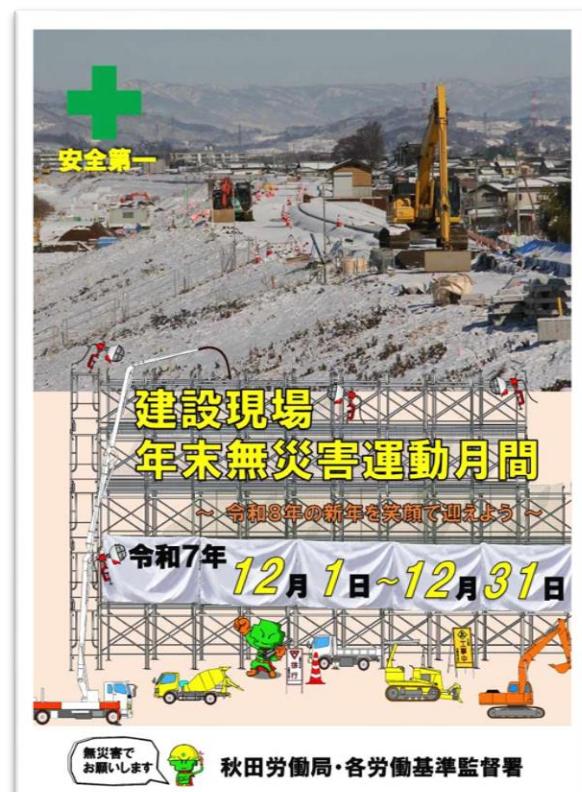
- ① 適正な労働時間及び走行管理等
- ② 交通法令の遵守
- ③ 安全教育の実施、交通労働災害防止の意識高揚等

## ◆ 不安全行動による災害の防止

- ① 危険軽視の行動を「黙認しない、見逃さない」職場風土づくりの推進
- ② 「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止

## ◆ 職業性疾病の防止

- ① マンホール等における酸欠等のおそれのある箇所に立ち入る場合の酸欠防止対策及び硫化水素へのばく露防止対策の徹底
- ② 建築物等の解体、改修工事における石綿ばく露防止対策の確実な実施
- ③ アーク溶接作業における粉じん障害防止及び溶接ヒュームばく露防止対策の徹底



無災害で  
お願いします

秋田労働局・各労働基準監督署